香川労働局からのお知らせ

全ての香川県最低賃金が改正されました。

件名	時間額	効力発生日
◎香川県最低賃金	918円	令和5年10月1日
◎特定（産業別）最低賃金		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,040円	令和5年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	982円	令和5年12月15日
船舶製造・修理業，舶用機関製造業	1,041円	令和6年1月3日
冷凍調理食品製造業 （改正がなかったため香川県最低賃金が適用）	918円	令和5年10月1日

問い合わせ先：香川労働局　労働基準部賃金室　（電話 087-811-8919）